追加接種(3回目接種)実施予定(令和3.10月~令和4.7月)

		令和3年 10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月	4月	5月	6•7月
1・2回目接種						集団接種			 <mark>1·2回目接種の体制 </mark>	
	接種券 送付		システム 改修等	送①(医療従事者等) ▼ 発送②	▼	回目接種の8か月後(月後に合わせて月毎に発送予定)			
3回目 接種	接種 予約				▼ 予約支援 予約開始に合わせて都度実施 ▼ 予約① ▼ 予約②(以後、月 2 回に分けて予約期間を設定、受付を予定)					
					集団接種					
	受診				個別接種					
						自院接種				

【追加接種(3回目接種)】

令和3年9月17日に開催された第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種を行う必要があり、その実施時期は2回接種完了から概ね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示された。

これを受け、厚生労働省から同月22日付けで追加接種の概要が示されたため、本市においても追加接種の体制確保を行うもの。

対象者 : 2回目接種を終了した者のうち、8か月以上経過した者から順次対象となる。

対象者の範囲については、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後国から示される。

回数:1回の追加接種

接種体制:① 住民接種 従来の住民接種体制をベースに実施するもの(集団接種及び個別接種)

② 自院接種 医療機関における職員等への個別接種

◎ 会食に当たっての職員への注意事項について

埼玉県は、10月24日をもってこれまでの新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る制限を終了しました。これにより、飲食店では、基本的な感染防止対策を徹底した上で営業時間、酒類提供、人数等の制限がなく営業ができるようになったものの、公務員が社会的機能を維持するために必要な職種として位置付けられていることや冬は感染拡大リスクが高く第6波が懸念される状況であること、本市産業医から大人数での会食を行うには時期尚早であるとの意見を頂いていることを勘案し、本市職員の対応として注意事項を遵守するよう次のとおり周知するものです。

1 職場関係者内で会食(忘年会、新年会など)を行うに当たっての注意事項

- (1) 幹部職員が集まって行わないこと。
- (2) 各所属の決裁ライン(課長、副課長、係長など)が集まって行わないこと。
- (3) 組織(課・係単位など)として行わないこと。
- (4) 普段から接触している職員同士のみで行うこと。
- (5) 少人数(4人以下を目安)で行い、2時間を目安とすること。
- (6) 食事と会話を分け、会話をする際は、必ずマスクを着用すること。
- (7) 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」認証店を利用すること。
- (8) 大皿での料理提供をする店舗の利用は控えること。
- (9) 手指消毒・マスク着用・「三密」回避等の基本的な感染対策を講じること。

2 職場関係者以外で会食を行うに当たっての注意事項

公務員として通常より高い倫理観が求められることを鑑み、自身が感染予防策を講じること はもとより、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」認証店を利用する 等、自身や家族を感染症から守る行動をすること。

新型コロナウイルスに対する埼玉県及び近隣市の対応

		埼玉県	朝霞市(職員課)	志木市(人事課)	和光市(職員課)
規制緩和に向けた	庁内通知	有(令和3年10月21日)	無(予定なし)	無(予定なし)	無(予定なし) 各自で対策本部議事録を参照
	推奨				
会食·会合	許可	•	•	方針なし	•
	自粛要請				
会食・会合を行うに	当たっての	(1) 幹部職員が一堂に 会してはならない。 (2) 各所属の決裁ライン の全員が集まっては ならない。 (3) 普段から接触してい る職員同士のみで行 うこと。	緊急事態宣言中であっても、会食禁止の通知はしていない。 認証店利用等の注意 喚起のみ。	対策本部で決定した 内容が職員へ周知され ているため、改めて人事 課から通知はしない予 定。そもそもまだ県の対 応を受けての市の方針 は定めていない。	以下、対策本部で決定した内容 (1) 常識の範囲内で、多人数ではなく少人数で行うこと。 (2) 大声を発することは控え、マスク着用の上で会話すること。
		(4) 大声を発する、大皿 での料理提供は禁止 (5) 認証店で行うこと。			(3) 埼玉県の認証店を 利用すること。(4) 三密を避けること。
会食・会合を行うに	当たっての	なし	_	_	10人未満
会食・会合を行うに当たっての時間制限		2時間	_	_	なし